

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、板橋区立高島第五小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

1 巨大地震が発生した場合の初期対応

○ 学校災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合は、地震の発生時間が、教職員、児童の在校中の場合と夜間や休日等で不在の場合とでは、初期対応は異なるが、学校は、早期に学校災害対策本部を設置し、初期対応を行うこととする。

そのため、あらかじめ震災時における教職員の動員体制を全員が明確に把握するとともに、組織的な対応が図れるように準備しておく。

なお、校長は、「南海トラフ地震臨時情報巨大地震警戒宣言」が発令された場合にも、学校災害対策本部を設置し、あらかじめ定めた班編成に基づき職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずることとなる。その際、教職員の参集状況に応じて、あらかじめ定めた班編成を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。

- (1) 校長（不在の場合はこれに代わる者）は、児童・生徒の安全確保を図るため、災害時における学校災害対策本部の組織を定め、三丁目自治会長を避難所長とし、全教職員の役割分担を決める（組織図は、防災計画参照）。本部を設置の際は、教育委員会に報告する。
- (2) 班の編成・名称等については、各学校の人員体制等実情に応じて編成する。
また、班は、災害の発生状況や事態の推移によって、その必要性が異なることから弾力的に編成する。
- (3) 班の編成については、核となる担当者を定め、あとは臨機応変に対応できるシステムにすることが望ましい。
また、職員の出張等で不在の場合、夜間・休日等で参集した教職員が少ない場合、担当係の任務が一部終了した際などに、弾力的対応がとれるように計画する。
- (4) 住民対応・避難場所支援班は、地域防災拠点として学校は指定されているため、避難者が来ることも想定して避難所開設の準備をしておく（避難所計画は防災計画参照）。
- (5) 教育再開については、災害発生直後からではなく、被害の規模・程度にもよるが発災後3日程度経過した後に準備を始めることが想定される。特に班を編成するのではなく、学校本来の業務であるため、教育再開の準備活動として行うこととする。
- (6) 日頃から災害時の役割を教職員に周知徹底する。

☆避難所運営協議会（学校防災連絡会）においても、校長は委員を兼ねている。また、避難所運営協議会には、「学校再開準備班」があり、震災時には、教職員も代表者が参加することになっている。

2 大規模な地震発生時の対応行動【対応マニュアル】（教職員・児童）

◎危険から身を守るための基本的な行動様式

緊急地震速報	「上から落ちてこない」「横から倒れてこない」場所に身を寄せる。 （第一次避難）
落下物・倒壊物から身を守る。	激しい揺れは数分程度であり、落ち着いて揺れがおさまるまで待つ。
周囲の様子を的確に把握する。	激しい揺れがおさまったら慌てず、騒がずその場が危険でないかを判断する。
安否確認の場所に集合する。	揺れがおさまったあとは、安全を確認しながら指示のあった場所に集合し、安否確認をする。

1 授業中

教職員

○落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する（**第一次避難**）。

➡**的確な指示「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など**

○使用している火気の消火、出口の確保に努める。

〈大きな揺れが収まったら〉 ○ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す。

○電源を切り、ガスの元栓を閉める。

児童

○慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。

○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。

○体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。）

○校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。

〈大きな揺れが収まったら〉

○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

安全確保

教職員

○児童・生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童・生徒を安全な場所（**校庭＜第二次避難＞**）に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童・生徒の所在に十分留意する。

○火災場所及びその上層階の児童・生徒の避難を優先する。

○隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置する。

○落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。

○児童の不安の緩和に努める。

○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。

➡**的確な指示「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」**

○校内にいる人員を把握し、負傷者の有無を確認する。

○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに**第三次避難場所（赤塚公園→高島第三中学校）**に移動する。

避難誘導

児童

- 防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- 避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。
- ガラスの破片でけがをしないように注意する。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

2 休み時間・放課後・登下校時**教職員**

○校内にいる児童に、落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する
(第一次避難)。

➡〈大きな揺れが収まったら〉

- ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す。
- 電源を切り、ガスの元栓を閉める。

児童**〈学校内にいるとき〉**

- 窓ガラスなど落下物等から身を守る。
- 慌てて校舎外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。
- 廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。
- 体育館では、できるだけ中央に避難する。(ただし、天井等の状況による。)
- 校庭にいたるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。

〈通学路上〉

- 看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物等から身を守る。
- 最寄りの避難場所、あらかじめ定めてある避難場所、近くの公園、空き地など安全な場所へ、直ちに避難する。
- 登下校途中で地震が発生した場合は、学校か自宅か近い方に避難する。
- バス、電車等に乗っているときは、運転手・駅員等の指示に従う。
- 地震発生時に危険な場所には近づかない。



- 古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、狭い道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線、火災現場には近づかない。
- 崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。

- 家庭や学校と連絡を取って状況を報告するとともに、その指示に従う。
- 流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

避難誘導	〈学校内にいるとき〉	
	教職員	
	○避難誘導・安否確認班は、児童の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、笛等を携帯し、児童を安全な場所（校庭＜第二次避難＞）に誘導する。 その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童の所在に十分留意する。	
	○落下物に注意し、かばん、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。 ○児童の不安の緩和に努める。 ○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。 ○校内にいる人員を把握する。 ○負傷者の有無を確認する。 ○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに 第三次避難場所（赤塚公園→高島第三中学校） に移動する。	
	児童	
	○防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。 ○避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。 ○ガラスの破片でけがをしないように注意する。 ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。	

3 校外学習・遠足・移動教室等の時

安全確保・避難誘導	教職員	
	○看板、家屋の外壁からの落下物・転倒物・高層ビルの窓ガラスの飛散から身を守るよう指示する（第一次避難）。 ○古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。 ○海岸や海辺周辺、川岸、橋の上にいる場合には、津波のおそれがあるため、高台など安全な場所へ迅速に避難する。津波の高さは10メートル以上のビルの高さとなって襲ってくることもあるので、十分注意する。 ○山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れ、落石が起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。 ○最寄りの避難場所など安全な場所に避難誘導し、児童の状況を確認する。 ○電車・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って行動する。 ○負傷者の有無を確認する。 ○児童の不安の緩和に努める。	
	児童	
	○落下物から身を守るなど、安全確保を図る。 ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。	

4 夜間・休日時

教職員

- 無理のないように参集し、学校災害対策本部の設置に協力する。
- できる限り、児童の安否を把握する。

児童

- 各家庭で対応する。

5 地震発生時の教職員の安全指導例

授業中【普通教室にいる時】	
発生時の第一行動	○騒がないこと。 ○慌てて教室外に飛び出さないこと。 ○先生の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○窓や窓際から離れること。 ○机等の下にもぐること（第一次避難）。 ○防災頭巾、座布団等で頭部を守ること。 ○火気は、すぐ消火できる場合は素早く処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること。
避難行動	○放送等の指示により避難を開始すること（校庭＜第二次避難＞）。 ○静かに迅速に整列すること。 ○4つの約束を守り、素早く行動すること。 ・おさない ・かけない ・しゃべらない ・もどらない 「お・か・し・も」の約束 ※災害によっては、早足で避難しなければならない場合があるので、適切な判断と指示が重要となる。 ○決められた場所に整列して集合すること。 ○落ち着いて待機すること。

教職員の指示と行動	○ どのような行動をするのか大声で明確に指示する。また、心の安定を図るため今より大きな地震は起こらないことを知らせる。 ○ 机が揺れによって移動することがあっても机の下にもぐらせ、防災頭巾や座布団などで頭を守らせる。 【指示例】 ・「大丈夫、あわてないよ」 ・「静かにして、落ち着こう」 ・「外に出ないよ」 ・「机の下にもぐろう」 ・「防災頭巾をかぶろう」 ・「机の脚を両手でしっかりつかもう」 ・「頭を下げて、じっとしよう」 ・「揺れがおさまるまで頭を出さないよ」 ・「大丈夫だ。心配するな。落ち着こう」 ○ 窓際やテレビ、ロッカーなどから離れさせる。頭部を反対方向に向かせる。 ○ 揺れが収まったら、教室の窓やカーテン、出入り口を開け出口を確保する。 ○ ストープ等の火気使用中の場合は、児童・生徒をストープから離れさせ、消火する。 ○ 児童が反射的に外に飛び出すことのないようにしっかり掌握する。
-----------	--

授業中【特別教室にいる時】

教職員の指示と行動	○ 特別教室においても普通教室と基本的には同じであるが、臨機応変な行動がとれるよう、とっさの判断と指示が必要になる。 ○ 机の形、大きさ、数が普通教室と違うが、敏速に身の安全確保ができるよう指示する。 ○ 実験や実習で火気を使用している場合、直ちに消火し、火災の発生や火傷を防止するとともに安全に処理させる。 ○ 実験や実習で機械、道具や器具を使用中の場合は、直ちに中止させ安全に処理させる。 ○ 児童が自分勝手な行動をとらないよう行動の把握に努める。
-----------	--

授業中【体育館・校庭・プール等にいる時】

発生の時の第一行動	○ 騒いだり、奇声を上げたりしないこと。 ○ 屋内にいるときは、窓や壁際から、屋外にいる時は建物や施設から素早く離れ中央部に集合し、身を低くすること。 ○ 教職員の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○ 揺れがおさまるまで、自分勝手な行動をしないこと。
-----------	---

避難行動	○ 騒いだり、走り回ったり、押し合ったりしないで、素早く行動すること。 ○ 教職員が近くにいない場合は、校内放送の指示や教職員が来るまで、落ち着いてその場所で待機すること。
教職員の指示と行動	○ 大声で、指示の徹底を図る。 ○ 窓や壁際、建物等から速やかに離れ、中央部に集合させ、揺れが収まるまで身を低くさせる。 ○ プールで水泳中の時は、直ちに水中から上げ、素早く避難させる。 ○ 人員の掌握に努め、負傷者の有無や応急手当の必要性を確認する。

校外学習、野外活動、遠足、移動教室等の時

教職員の指示と行動	○ 建物外側の壁の落下、ブロック塀や石垣の倒壊、道路の地割れを注意し、広い場所に移動し、児童・生徒に対しては、「安全で心配ない」ことを告げ、心の動揺を抑える。 ○ 海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。 ○ 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。 ○ 許可を得て、最寄りの学校や公共施設に避難する。 ○ 人員の正確な把握に努め、安全な場所に避難した場合には、状況等を素早く学校に連絡する。また、コースを変更する場合や通行止めによる渋滞等の場合など継続して学校に状況を連絡する。 ○ あらかじめ作成した非常の場合の行動計画に基づいた担当分担により、スムーズに落ち着いた対応ができるようにする。 ○ 携帯電話や携帯ラジオ等で正確な情報の収集に努め、その後の行動について、手際よく判断し指示する。
-----------	---

休憩時間中や放課後活動の時

教職員の指示と行動

- 発災時の第一行動は、廊下や階段にいるときは、その場で身をかがめ、落下物や倒壊物に注意しながら、放送や教職員による伝令等の指示を待つ。
- 教職員の指示は、校舎内外全体にゆきわたり、かつ、的確な指示が出せるように停電等を配慮した指示の方法と、避難経路や避難場所、人員把握の方法を確認しておく。
- 災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。
- 休憩時間等の児童の状況は、個人もしくは小グループで校舎内外に散っている状況が多いことを想定し、個人的な行動様式や主体的な判断による行動もできるようにする。

登校・下校時の行動

- 登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。
 - 下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れが収まったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。
 - 交通機関を利用している児童は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をしない。
- ※登下校共に、事前に保護者の不在が明らかな場合は、学校へ避難をする。

地震発生時の安全な行動

- 建物外壁や窓ガラスの落下、建物の倒壊、看板等の落下物がある場合は、カバンなどを頭にのせ、素早くその場所から離れる。
- ブロック塀や石垣など倒壊の危険のある場所からは、素早く離れる。
- 海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 崖下、川岸、河川敷などは、地割れ、地滑り、液状化現象が起きやすいので、すぐに離れる。
- バス、電車等に乗車している場合は、運転手、車掌、駅員などの指示に従う。
- 建物が立て込んでいる狭い道路を通っている時は、できるだけ早く広い場所に避難する。
- 古い建物など危険と思われる場所には近づかない。
- 倒れた電柱、垂れ下がった電線に近づかない。
- 橋の上は危険なので、すぐ離れる。

6 児童の引き渡し

(1) 児童の保護者への引き渡し

- ① 震災時における学校の対応など防災に関する計画を保護者に周知するとともに、児童の引き渡しを円滑に行うため、緊急時の連絡カードを兼ねた引き渡しカードをあらかじめ作成し、活用する。
- ② 非常時において児童の引き渡しに関して保護者への情報伝達が確実にできるような連絡手段を整えておく（メール、電話）。
- ③ 震度5弱以上の地震発生時、児童は学校において直接保護者へ引き渡すことを原則とする。

(2) 帰宅困難な児童の保護体制

① 小学校における対応

- ア 児童が引き取られるまでは、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず、教職員が1人は側に付き合い、児童に安心感を与える。
- イ 状況が落ち着いた段階でも、引取り者が来るまで学校で預かる。電話が回復すれば、勤務先、緊急連絡先に電話する。

②非常用食料等の自主的備蓄の必要性

学校周辺の被害が甚大な場合には、児童をそのまま帰宅させることが、非常に危険と判断しなければならない状況もあり得る。そのような場合には、学校で一時、多くの児童を保護しなければならないことも想定される。

そのような場合を想定して、あらかじめ学校において、一定の非常用の食料等を自主的に備蓄しておくことも必要となる。